



緑と調和した、
賑わいと安らぎのあるまち
江南区

区役所だより

こうなん

令和7年(2025年)

5月4日

第434号

区の人口	
人口	:67,272人(-152)
男	:32,797人(-89)
女	:34,475人(-63)
世帯数	:28,670世帯(+41)
令和7年3月末現在(カッコ内は前月比、住民基本台帳による)	

編集・発行:新潟市 江南区役所 地域総務課 〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号 電話:025-383-1000(代表) FAX:025-381-7090

あなたのまちの身近な相談員

5/12は民生委員・
児童委員の日

民生委員・児童委員

☎健康福祉課 地域福祉担当(☎025-382-4346)

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねています。福祉に関する困り事を抱える住民を、関係機関へつなぐ「福祉のつなぎ役」として地域を支えています。

江南区では現在、8地区で113人が活動しています。

[詳細はこちら](#)



担当区域

- ・高齢者のいる世帯
- ・障がい者のいる世帯
- ・生活に困窮している世帯
- ・こどものいる世帯
- ・妊産婦のいる世帯
- ・1人親世帯 など



世帯状況把握

情報提供

援助

相談

民生委員・児童委員

連携・協力

関係機関

- ・区役所
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・教育委員会
- ・学校
- ・保育所
- ・児童相談所
- ・保健所
- ・医療機関 など

民生委員・児童委員の主な活動



見守り・友愛訪問(曾野木)



相談支援活動

同じ地域で生活する住民のひとりとして、一人暮らしの高齢者や子育て世帯への訪問、見守り活動のほか、生活の中の困り事や悩み事など、さまざまな相談に応じています。

<活動例>

見守り活動や生活上の相談 関係機関への連絡窓口

- ・高齢者のひとり暮らしや子育て世帯への訪問・見守り活動
- ・見守り対象世帯の異変時の通報
- ・困りごとを抱える住民への助言・支援
- ・地域住民への情報提供および関係機関への橋渡し
- ・避難行動要支援者登録の呼びかけ
- ・社会福祉協議会の生活福祉資金貸付業務への協力

相談・支援の例

- ・家族が認知症かもしれない
- ・介護保険サービスを利用したい

- ・障がいがあるので災害時の避難が不安

- ・うつ病があるので、子育てが不安
- ・こどもの発育・発達に不安

- ・不登校気味の児童を見守ってほしい

- ・生活が厳しい状況に陥っている

- ▶ 地域包括支援センターなどを紹介

- ▶ 本人の了解のもと、行政などの関係機関や自治会と情報共有

- ▶ 行政や、保健センターなどの相談機関へつなぐ子育てサロンの紹介

- ▶ 家族や保護者・学校などと情報共有しつつ、子どもを見守る

- ▶ 生活保護などの利用について、区役所窓口を紹介

地域活動への参加

地域ごとに民生委員児童委員協議会(民児協)が組織されています。

ここでは、地域の課題を各自が持ち寄り、地域住民が安心して生活できるよう、課題解決に向けた独自の活動を展開しています。

<活動例>

あいさつ運動(亀田東)



餅のふるまい(大江山)

その他、地域の防災訓練の運営や、地域の居場所の運営などを行っています。

interview インタビュー

地域の方々が頼りにしてくれることが嬉しいです

普段は、高齢者宅に訪問したり、登下校の見守り活動をしています。民生委員・児童委員として頼りにしていただけるだけでなく、一人の地域住民としても顔を覚えてもらえ、「いつもありがとう」と言っていたり、こどもから話しかけてもらえたとき、嬉しい気持ちになります。

「はじめの相談役」として声をかけてください

民生委員・児童委員は、困り事や悩み事を抱えている方々を関係機関につなぐ「はじめの相談役」で

す。「近所でこどもの泣き声が聞こえる」「一人暮らしの高齢者がいて心配」など、まずはお話を伺います。ぜひ、頼りにしてください。

自分を活かして活動しませんか?

民生委員・児童委員の活動は大変と思われるかもしれませんが、それ以上に、地域の方々や関係機関とのつながりが生まれ、人生が豊かになる、やりがいある活動です。「地域に出る機会が増えた」と、メリットを感じている方も多くいらっしゃいます。興味のある方は、活動に参加してください。

こんなとき、相談してください

高齢者や障がいのある方への支援が必要なときや、子育て・介護の心配があるとき、お気軽に相談してください。秘密は固く守られます。住んでいる地域の民生委員・児童委員を知りたいときは、健康福祉課まで問い合わせてください。



活動へのご理解・ご協力をお願いします

地域の中で支え合い、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく充実した生活を送るために、民生委員・児童委員は欠かせない存在です。委員の任期は3年で、今年が改選の年です。今後、各地区で選任の手続きを進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。